



埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県 獣医師会 会報

第 684 号

令和 2 年 10 月 20 日 編集

発 行 所
 公 益 社 団 法 人 埼 玉 県 獣 医 師 会
 〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
 (埼玉県農業共済会館内)
 電 話 048(645)1906
 F A X 048(648)1865
 E-mail : s-vma@vesta.ocn.ne.jp
 URL : http://www.saitama-vma.org/
 振替口座 00110-9-195954番

発行責任者 高橋 三男

編集責任者 大橋 邦啓

印刷所 (株)アサヒコミュニケーションズ

記事の内容

- 埼玉県獣医師会主催学術講習会 (Web講習会) 開催報告…………… 1
- 令和2年度における新型コロナウイルス感染症を踏まえた狂犬病予防注射の実施について…………… 3
- 狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について…………… 6

ひろば

- 東支部Webセミナー開催報告…………… 10

お知らせ

- 獣医師の処分について…………… 11
- 埼玉県農林部畜産安全課長からのお知らせ…………… 13
- 日本獣医師会からのお知らせ…………… 15
- 新型コロナウイルス関連のお知らせ…………… 18
- 埼玉県獣医師会学術広報版…………… 19
- 事務局より
- 事務局メモ…………… 20
- 編集後記…………… 21

公益社団法人 埼玉県獣医師会 会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は、それぞれの職域において、その責務を遂行し、県民の福祉増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めま

す。

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は

1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう
1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう
1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう
1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう
1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう

埼玉県獣医師会主催学術講習会(Web講習会)開催報告

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、支部講習会は開催中止や延期を余儀なくされており、新たな知識や技術の修得の機会が少なくなっています。このような状況のなか、学術の日々の進歩に少しでも追いつくため、当会主催としては初の試みとなるWeb講習会を学術委員会が企画しました。令和2年9月27日(日)14時から17時55分まで、事前に申し込みをしていただいた会員や会員外の先生方にライブ配信のYouTube動画を視聴していただきました。その概要は以下のとおりです。

総司会のさいたま市支部学術委員の林津陽平先生の進行により、時間どおりに配信が始まりました。講演に先立ち、高橋三男会長が主催者として挨拶をしました。



講習会開始前の画面



司会の林津陽平先生

高橋三男会長主催者挨拶

「この度は、埼玉県獣医師会主催の学術講習会を、Web講習会として開催したところ、会員はもとより全国から450名近い先生方にご視聴いただきありがとうございます。本日の講習会の企画と運営には、当会の学術委員会に加え、日本ヒルズ・コルゲート株式会社に多大なるご協力をいただきました。心から感謝し、御礼申し上げます。

今は亡き、第10代日本獣医師会会長、五十嵐幸男先生が埼玉県獣医師会会長を退任の折、私が会長を受け継ぐときにトップ・プライオリティーとして、学術の埼玉という伝統ある名前を、継続は力なりという先人から受け継いだ言葉を噛みしめ、実績を定着させ、さらに飛躍を目指して頑張るよう申し送りがありました。私はこの言葉を忘れることなく、いかなる時代にも学術研鑽を最優先課題としてまいりましたが、これなくしては獣医師会の責務を果たすことはできません。今や獣医学は日進月歩はもとより、秒進分歩の歩みのなかで、本日は特に最近話題の演題を選んで開催をしました。東京大学准教授の大野耕一先生、米国獣医行動学専門医の入交眞巳先生には大変お忙しいところ、快く講師をお引き受けいただき、ありがとうございました。

さて、今年は、令和となって初めての新年を迎え、東京オリンピック・パラリンピックの開催を心待ちにしていたところでしたが、4月7日には、首都圏に緊急事態宣言が発令され、後に全国に拡大し、社会活動や経済活動が大きく制限されることになりました。幸い、動物病院は休業要請の対象とはなりませんでした。三密を避けた対応を求められ、安心、安全、さらには診療の効率向上に向けて苦慮しているところがあります。この緊急事態宣言により、集合狂犬病予防注射が、多くの市町村で中止や延期となりました。この



主催者挨拶をする高橋三男会長

結果、昨年度に比べ、わずか13%の実施率に留まっています。昨今、厚生労働省からの指導により、日本獣医師会から特に通達として各地方会に伝達された課題は、従来、狂犬病予防注射は4月から6月までと省令で決められておりますが、今年は新型コロナウイルス感染症の発生によって12月まで延長され、接種率を向上させることが、市町村の果たす役割となっております。獣医師会も市町村と契約をしている以上、その契約に基づいて要請があった場合には、協力をする責務があります。

今まさに、世界はアフターコロナの時代を見据え、100年に一度の前例のない変革の時代を迎えようとしています。これを乗り切るためにも、獣医師会会員獣医師は常に最先端の知識と技術を身に付け、誠心誠意、適格なる診療を行い、地域社会に貢献すべきことが臨床獣医師の義務と確信しています。

本日は、長時間の講習会となりますが、最後まで視聴していただき、今後の診療に役立てていただくことをお願い申し上げます。なお、結びにあたり、本日視聴していただいた全国の獣医師の先生方の今後の増々のご活躍とご繁栄を心から懇願し、協賛をいただいた日本ヒルズ・コルゲート株式会社のご発展をご祈念申し上げます。』

続いて、高橋一成学術委員長が講師の先生を紹介し、東京大学獣医内科学研究室准教授の大野耕一先生には「犬の消化器疾患と食事の選択」について、途中で休憩を挟みながら2時間に及ぶ講演をしていただきました。その後、米国獣医行動学専門医の入交眞巳先生に「犬猫の心因性食欲不振及びFIC」について1時間講演していただきました。両先生にはそれぞれの講演終了後に、講演中に視聴者から寄せられたテキストによる質問に丁寧に回答していただき、講演は無事終了しました。最後に中村滋副会長が閉会の挨拶をして、時間どおり17時55分に終了しました。



講師紹介をする
高橋一成学術委員長



講演をする大野耕一先生



講演をする入交眞巳先生

当会会員76名をはじめ、全国から450名近くの多くの先生方に視聴していただきました。さらに、講師の先生のご厚意により、見逃し配信として1週間延長して配信させていただきました。

本講習会が事故なく成功裏に終了することができましたことは、学術委員会の皆様のご尽力の賜物であることはもとより、協賛をいただいた日本ヒルズ・コルゲート株式会社の皆様には、企画から当日の運営まで多大なるご協力を頂きましたことに心から感謝を申し上げます。報告とさせていただきます。



閉会の挨拶をする
中村滋副会長

<参加者内訳>

| | | | | | | |
|------|---------|-----|-----|-----|-----|------|
| 視聴者 | さいたま市支部 | 南支部 | 西支部 | 北支部 | 東支部 | 会員外 |
| 444名 | 17名 | 18名 | 11名 | 4名 | 26名 | 368名 |

令和2年度における新型コロナウイルス感染症を踏まえた 狂犬病予防注射の実施について

令和2年9月17日付け事務連絡をもって、日本獣医師会境副会長兼専務理事から別添のとおり、地方獣医師会長に対し、「狂犬病集合予防注射及び小動物診療施設等での個別注射時における留意事項」をとりまとめたため、予防注射の実施にあたっては、本留意事項に従って十分に安全を確保した上で対応するよう依頼がありました。

つきましては、今後の集合注射及び各病院における個別注射の実施にあたり、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

別添

事務連絡

令和2年9月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政 人

令和2年度における新型コロナウイルス感染症を踏まえた 狂犬病予防注射の実施について

本年度の狂犬病予防注射の実施については、6月11日付けで狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）が公布されました。

予防注射の再開に当たっては、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じる必要があることから、このたび狂犬病集合予防注射及び小動物診療施設等での個別注射時における留意事項を取りまとめました（別添1・2）。

つきましては、予防注射の実施に当たっては、本留意事項に従って十分に安全を確保した上でご対応いただくようお願いいたします。

（別添1）

新型コロナウイルス感染症を踏まえた狂犬病集合予防注射の実施について

我が国では、昭和25年に制定された狂犬病予防法に基づく犬へのワクチン接種により、昭和32年以降国内での発生は見られず、清浄国を維持しています。

しかしながら、本年5月、愛知県でフィリピンから来日した外国籍の男性に国内14年ぶりとなる発症が確認される等、海外では毎年6万人が死亡している状況下において、予防注射が本病の防疫に果たす役割は極めて重要です。

しかし、本年は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、予防注射の時期が例年の4月1日から6月30日までの期間から、12月31日まで延長されました。このような状況下にあつて集合注射を再開するにあつては、下記の事項に留意の上、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止措置を確実に講じることにより、犬の所有者等が安心して予防注射を受けることができるよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 獣医師等における留意事項

- ①可能な限り个人防护具（PPE）の装着を行うこと（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、手袋、白衣等）。
- ②予防注射ごとに装着している手袋等の消毒を行うこと。
- ③獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。
- ④咳、発熱等の症状がある場合は、他の獣医師と交代すること。

2 飼い主等における留意事項

- ①事前の通知等により、咳、発熱等の症状がある場合は、来場を控えていただくようお願いすること。
- ②会場では、マスク着用など咳エチケットを徹底していただくこと。
- ③会場に消毒薬を設置し、手指消毒をお願いすること。
- ④犬の飼い主等間での密接な接触は避けること。

(別添2)

新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について
(令和2年7月31日改訂)

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大する中で、「緊急事態宣言」に伴う都市封鎖（ロックダウン）及び外出禁止等の措置が講じられることが懸念されます。

この文書は、このような事態においても、小動物診療施設において獣医師、獣医療スタッフ等（以下「獣医師等」という。）及び飼育動物の飼い主の感染防御を確保しつつ、必要な診療業務を継続するために推奨される対応方策を提示するものです。

なお、産業動物診療については、診療業務が主に家畜又は家禽が飼養される畜鶏舎で行われること、これまで新型コロナウイルスが家畜等に感染したとの報告はないことから、家畜飼育者等との接触において、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重ならないよう注意しつつ、本文書を参考に必要な診療業務の遂行をお願いします。

1 応召の義務

「診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」（獣医師法第19条第1項）との規定にかんがみ、必要と判断されれば原則として飼育動物の診療を行うこと。

2 飼い主への事前連絡・周知

外出禁止の要請等が行われた場合には、罹患動物の診療のために来院する前に電話等で事前相談を行うよう、通院中若しくは過去に通院歴のある動物の飼い主に対して、ホームページ、電話、メール等で連絡・周知すること。

3 罹患動物の容体等の聴取

2の飼い主からの電話等においては、罹患動物の容体のほか、飼い主自身の健康状態、海外渡航歴、新型

コロナウイルス感染症の感染者との接触の可能性等について聴取すること。

4 電話等による診療の指示等

3の飼い主からの電話等による聴取の結果、罹患動物の病状が重篤で緊急的な処置等を要する場合を除き、来院を延期した上で、オンライン診療、電話、メール等での診療の指示、指導等に止めること。

5 来院させる場合の留意事項

来院させる必要があると判断した場合には、原則として次の留意事項に従わせること。

- ①飼い主同士の接触を避けるため、予約制とすること。
- ②同伴は健康な成人1名に限ること。
- ③大型犬を除き、移動用ケージ等を用い搬送、来院すること。
- ④自家用車等を利用し、公共機関は利用しないこと。
- ⑤マスク着用等の感染防護措置を行うこと。
- ⑥到着後、動物とともに院外で待機し、病院の獣医師等の指示により院内へ入室すること。
- ⑦支払いは不必要な接触を避けるため、原則としてキャッシュレス決済等に限定すること。
- ⑧これらの指示に従わない場合は、診療を見送る場合もある旨の同意を得ること。

6 来院時の対応及び留意事項

飼い主の来院時には、病院の獣医師等は次の対応、指示等を行うこと。

- ①予約時間に飼い主が来たことを確認し、待合室への入室を指示すること。
- ②入室時に院内に設置した消毒薬で手指を洗浄消毒すること。
- ③ケージを決められた場所に置き、獣医師等の指示を待つこと。
- ④院内の備品等に不必要に触れないこと。
- ⑤獣医師等とは2メートル以上の距離を保つこと。
- ⑥待合室にて問診表（飼い主の健康状態に関する質問を含む。）の記入を依頼し、内容を確認した上で、診療室への入室を許可すること。
- ⑦診療終了後、帰宅時に手洗い等十分に感染の防護に努めるよう周知すること。

7 院内の獣医師等に対する留意事項

病院の獣医師等は、上記事項のほか、次の事項を遵守すること。

- ①个人防护具(PPE)の装着を徹底すること(別添6参照(略))。
- ②獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。
- ③"One Health"の概念を実践する者としての自覚の下、逐次公表される新型コロナウイルス感染情報や政府の対処方針等に留意し、自身の感染防御は勿論、院内感染等によるクラスターの発生防止に努めること。

8 診療対象動物が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合の対応

犬、猫等が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合には、(公社)日本獣医師会のホームページに掲載された「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について」(令和2年5月1日、7月31日改訂)を参照の上、予め本会に連絡した後、国立感染症研究所獣医科学部等に問合せを行うこと。

狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について

令和2年9月18日付け2日獣発第134号をもって、日本獣医師会会長から各地方獣医師会会長に対し、厚生労働省健康局結核感染症課長が「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について（通知）」を各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに発出したとの情報提供がありました。

さらに、全部もしくは一部の地域において予防注射が実施されていない地方会においては、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じた上で、早急に予防注射を実施するよう依頼されました。

なお、これを受け、当会からは、令和2年10月13日付け埼獣発第77号をもって、別添のとおり各市町村長あてに予防注射の推進について依頼をしておりますのでご承知おきください。

別添



埼獣発第 77 号
令和2年10月13日

各市町村長 様

公益社団法人埼玉県獣医師会
会 長 高橋 三男
狂犬病予防委員会
委 員 長 渋谷 正志
事務局担当
専務理事 鴻巣 泰



狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について

日頃より、当会の活動にご協力をいただきありがとうございます。

この度、公益社団法人日本獣医師会会長から各地方獣医師会会長あてに、標記について、別添写しのとおり厚生労働省から各都道府県及び保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに通知（令和2年9月17日付け健感発0917第2号）が発出されたとの情報提供とともに、全部もしくは一部の地域において予防注射が実施されていない地方獣医師会においては、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じた上で、早急に予防注射を実施するよう依頼がありました。

今年度は12月末日まで注射期間が延長されたことにより、すでに、坂戸市、三郷市、吉川市では9月以降に集合注射を実施していただいたところですが、現在まで貴市町村と当会の契約に基づく「集合狂犬病予防注射」が計画どおり実施されておらず、動物病院における個別注射の実施頭数を加えても狂犬病予防注射の接種率が例年を下回っている場合には、犬の所有者に対し強く接種を促していただくとともに、今後の集合注射の実施や動物病院における注射の促進を検討していただきますようお願い申し上げます。

来年に開催が予定されているオリンピック・パラリンピックを成功させるためにも、国内における狂犬病の発生はなんとしても防がなければなりません。狂犬病予防注射は、法律に基づいて県及び市町村と獣医師会が官民一体となって取り組むことができる唯一の事業です。当会も公益社団法人として接種率の向上に最大限の協力をさせて頂く所存でありますので、当会との連携や日本獣医師会が定めた「留意事項」の活用などについて、ご質問や相談事項がありましたら、当会事務局担当者（鴻巣）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

2日獣発第134号

令和2年9月18日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について

本年度の狂犬病予防注射の実施については、令和2年6月12日付け2日獣発第52号をもって、6月11日付けで狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）が公布され、併せて同省健康局結核感染症課長通知に基づき、①新型コロナウイルス感染症の発生等のやむを得ない事情を踏まえ、令和2年12月31日までの間、予防注射の実施を猶予すること、②本件は、特例措置であり当該予防注射自体を不要とするものではないこと等についてご連絡したところです。

今般、別添のとおり令和2年9月17日付け健感発0917第2号をもって、厚生労働省健康局結核感染症課長から「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について（通知）」が再度各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに発出されました。

つきましては、全部もしくは一部の地域において予防注射が実施されていない地方獣医師会におかれましては、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じた上で（令和2年9月17日付け事務連絡参照）、早急に予防注射を実施していただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年9月17日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について（情報提供）

今般、狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について、別添のとおり自治体宛て通知を発出しておりますので、御連絡いたします。

貴会におかれましても、会員への御周知方よろしくお願いいたします。

広告

Allerimmuné

《世界初》
犬アトピー性皮膚炎治療は次世代へ。



アレルミューン
HDM 0.1

アレルミューン
HDM 0.5

アレルミューン
HDM 1

アレルミューン
HDM 2

アレルミューン
HDM 5

アレルミューン
HDM 10

動物用医薬品 劇 要指示

アレルミューン® HDM

アレルミューンHDMの特長

- 1 世界初、犬アトピー性皮膚炎の主要アレルゲン Der f 2抗原を使用した次世代減感作療法薬**
遺伝子組換え技術を用いて作製、精製した単一抗原に中性単純多糖であるプルランを結合した、次世代減感作療法薬。
- 2 組換え型Der f 2-プルラン結合体により、有効性と安全性の向上を実現**
組換え型Der f 2にプルランを結合させることにより、IgE抗体産生抑制とIgG抗体産生増強を確認。
- 3 臨床試験において、高い有効性と安全性を確認**
臨床試験では臨床症状の改善が認められるとともに、アナフィラキシーショックなど重篤な副作用は観察されず、有効性及び安全性を確認。
- 4 簡便な投薬プログラムにより、高い利便性を実現**
週1回、計5回ないし6回投与というプロトコルで、従来の減感作療法における、頻回投与、長期治療という煩雑さを克服。



製造販売元
日本全薬工業株式会社
福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

健感発 0917 第 2 号

令和 2 年 9 月 17 日

各

| |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について（通知）

本年度の狂犬病予防注射の実施については、令和 2 年 6 月 11 日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 121 号）が施行され、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、本年 6 月までに狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、令和 2 年 12 月 31 日までの間、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととしたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和 2 年 8 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が取りまとめられ、「季節性インフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える者が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、更なる検査体制、医療提供体制の確保・拡充に取り組んでいく。」こととされました。

狂犬病の予防注射を確実に接種していただくため、各地域での新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえつつ、季節性インフルエンザが流行する前に、各自治体から犬の所有者等に接種を促していただくようよろしくお願いいたします。

なお、日本獣医師会では、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえでの犬の集合注射及び小動物診療施設等での対応について、別添 1、2 にて周知を行うこととしております。各自治体におかれましては、こうした情報について積極的にご活用いただくとともに、各地方獣医師会等と連携するなど、狂犬病予防注射の実施の推進についてより一層のご協力のほどよろしくお願いいたします。

※：別添 1、2 は 3 頁～5 頁と同じものです。

東支部Webセミナー開催報告

東支部長 渋谷 正志
 学術委員 田口 修

令和2年10月18日（日）東支部主催のZoomシステムを利用した学術講習会「膝蓋骨の3つの謎に迫る！～膝蓋骨って何者？手術適応は？術式は？」が行われました。講師は東京大学の本阿彌 宗紀先生でした。

本阿彌先生から膝蓋骨脱臼の病態生理と我々の具体的にとるべき具体的な治療選択など細かいお話がありました。膝蓋骨脱臼を持つ犬猫は毎日のように遭遇するものです。明日からの診察に役立つ有意義な講習会でした。

また東支部として初めてのWebセミナーでしたが、無事に滞りなく終了することができました。59名の視聴された先生方、ご協力ありがとうございました。

広告

わたしたち森久保薬品は人と動物の「これから」を真剣に考えています。

| | | | |
|--|---|---|--|
|  <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">胃腸と皮膚が気になる犬に</p> <p>ドクタークレド Dr. CREDO No.1 成犬用 総合栄養食 1kg・3kg</p> |  <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">血流と健康が気になる犬に</p> <p>ドクタークレド Dr. CREDO No.2 中・高齢犬用 総合栄養食 1kg</p> |  <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">下部尿路が気になる成猫に</p> <p>ドクターイデア Dr. IDEA No.1 成猫用 総合栄養食 150g×6パック(900g) 400g×6パック(2.4kg)</p> |  <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">成猫の体重管理に</p> <p>ドクターイデア Dr. IDEA No.2 成猫用 総合栄養食 150g×6パック(900g) 400g×6パック(2.4kg)</p> |
|--|---|---|--|

M 森久保薬品株式会社

神奈川：046-221-0620 山梨：055-224-5278 群馬：027-230-3322 東京：042-564-2381 埼玉：04-2968-0881
 三郷：048-948-2112 栃木：028-666-3399 茨城：0296-43-1661 千葉：043-309-8080

お知らせ

2日獣発第150号
令和2年10月12日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、令和2年9月15日付け2消安第34号-2をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が令和2年8月31日付けで行われ、公表されたことを通知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

別添

2消安第34号-2
令和2年9月15日

公益社団法人日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が令和2年8月31日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に答えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

1. 貴会下の構成獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、医薬品、医療機器等の品質、有

効性及び安全性の確保等に関する法律及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。

2. 獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう指導を行うこと。

プレスリリース

令和2年9月15日
農 林 水 産 省

獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は、本日、獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は、以下の獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

(1) 澤田恵（青森県在住62歳）

行政処分の内容：令和2年9月15日から1年の業務停止

事件の概要：複数人に自己への投票を依頼しその報酬として現金を供与し、また選挙運動が禁止されている期間に選挙運動をした。さらに、投票が終わった後に選挙運動をしてくれた複数人に現金を供与した。

司法処分の内容：懲役1年6月 執行猶予5年（公職選挙法違反）

(2) 山本伸之（静岡県在住59歳）

行政処分の内容：令和2年9月15日から8月の業務停止

事件の概要：被害者の両手首をつかみ被害者が握っていた携帯電話機を無理に取り上げ、さらに被害者の腹部に自己の腹部を押し当てるなどの暴行を加えた。

司法処分の内容：罰金10万円（刑法208条）

【お問合せ先】

消費・安全局畜水産安全管理課

担当者：獣医事班 末谷、瀧川

代表：03-3502-8111（内線4530）

ダイヤルイン：03-3501-4094

FAX：03-3502-8275

畜安第640-3号
令和2年9月28日

全国農業協同組合連合会埼玉県本部県本部長
埼玉県農業共済組合 家畜診療所長
公益社団法人 埼玉県獣医師会長
一般社団法人 埼玉県畜産会長
埼玉県養豚協会会長

} 様

埼玉県農林部畜産安全課長
野澤 裕子（公印省略）

群馬県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う対応について (通知)

日頃から家畜衛生行政の推進につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。

令和2年9月26日、群馬県の豚熱ワクチン接種農場において豚熱の患畜が確認されました。

本県でも令和元年11月から県内の全ての対象豚等に対し、豚熱のワクチン接種を行っておりますが、下記のとおり、引き続き、防疫対策を徹底いただくとともに、ワクチンの適期接種の確実な実施について、御理解、御協力くださるよう、貴会会員に周知をお願いいたします。

記

1 飼養衛生管理基準の遵守の再徹底について

(1) 野生いのしし侵入防止対策の強化をお願いいたします。

(2) 豚等の飼養施設における飼養衛生管理基準の遵守の再徹底（消毒及び衛生管理区域への病原体の持ち込み防止等）をお願いします。

2 早期通報について

家畜の管理等を行う方は、異状を呈する家畜を発見したときは速やかに管轄の家畜保健衛生所に連絡してください。また、早期発見・早期通報できるよう、飼養家畜の健康観察は念入りに行ってください。

畜安第682-3号
令和2年10月9日

公益社団法人埼玉県獣医師会
会長 高橋三男 様

埼玉県農林部畜産安全課長
野澤 裕子（公印省略）

第13回拡大CSF疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえたCSF発生予防対策の再徹底等について（通知）

日頃より、家畜衛生行政の推進につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和2年9月26日に群馬県内の養豚農場で豚熱の発生が確認されたことに伴い、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、令和2年10月7日付け2消安第3028号通知がありました。国の拡大CSF疫学調査チーム検討会において、発生農場では飼養衛生管理基準の遵守が不十分であったことにより、農場内や豚舎内にウイルス侵入した可能性が指摘されています（別紙検討会の結果概要参照）。

ついては、下記のとおり貴会会員等に周知の上、農場における飼養衛生管理の徹底により本病の侵入・まん延防止に努めていただきますよう改めてお願い申し上げます。

記

1 毎日の健康観察と異常豚発見時の早期通報・相談

- (1) 農場主及び獣医師は、下痢や死亡頭数の増加等の豚熱を疑う症状（法第13条の2第1項の規定により農林水産大臣が指定する症状（以下「特定症状」という。））が確認された場合には、遅延なく家畜保健衛生所に通報するとともに、防疫指針に基づく措置を確実に実施すること。
- (2) 豚熱ワクチン接種の際には、豚の健康状態を十分に確認すること。
- (3) 豚の健康状態が普段と異なるなどの理由でワクチン接種を延期する場合には、飼養管理の順番を工夫するなどして、当該豚からの感染防止対策を徹底すること。

2 豚熱ワクチン接種農場における飼養衛生管理の重要性の認識

豚熱ワクチン接種推奨地域では、野生イノシシの豚熱感染状況等、飼養豚等への感染リスクが高い地域であることや、豚熱ワクチンの接種が本病の発生を完全に防ぐものではないことから、野生動物の侵入防止対策や長靴・手袋の交換等、平時からのウイルスの侵入防止に向けた飼養衛生管理を徹底すること。

3 適正な飼養衛生管理の徹底

令和2年9月の群馬県内農場における豚熱の発生やアフリカ豚熱ウイルスの近隣諸国の発生状況等を踏まえ、県、市町村、獣医師及び畜産関係者等との連携のもと、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理の指導を強化すること。

※別紙省略

畜安第678-4号
令和2年10月13日

公益社団法人埼玉県獣医師会
会長 高橋三男 様

埼玉県農林部畜産安全課長
野澤 裕子（公印省略）

飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底について（通知）

日頃、家畜防疫の推進に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

家畜伝染病予防法の一部改正（令和2年4月3日公布）に伴い、同法に基づき家畜の飼養者が遵守すべき飼養衛生管理基準が改正され、新たな基準が施行されました。（施行日：豚等は令和2年7月1日、牛、鶏及び馬等の新基準は令和2年10月1日）

この度、新基準が施行されたこと、並びに渡り鳥の飛来シーズンを迎えるにあたり鳥インフルエンザの発生リスクが高まること等から、農林水産省消費・安全局動物衛生課長（令和2年9月29日付け2消安第2911号）より、飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底について、別添のとおり通知がありました。

つきましては、会員の皆様に周知していただくとともに、飼養衛生管理基準の遵守のための指導に御理解・御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

※別添省略

獣医師会会員証作成申込の締切（令和2年9月末日分）のお知らせ (2020.10.01)

地方獣医師会事務局 御中

獣医師会会員証作成申し込みにつきまして、令和2年4月1日からお申込いただきました分につきましては、令和2年9月末日をもちまして締め切りをいたしましたのでお知らせいたします。

次回は、令和2年10月1日～令和3年3月末日（必着）までに本会に到着した分を令和3年4月以降に作成してお送りする予定です。

なお、写真について、以下の点をご確認の上、本会宛にお送りくださいますようお願いいたします。

* 申込書を本会にお送りいただく際には、写真のサイズが申込書に記載のサイズ（縦2.6cm ×横2.5cm）に合っているものが添付されているかご確認ください。

（写真のサイズは、申込書に記載のサイズのものをお送りください。添付の申込書様式を参照してください。）

* 写真はカラーとし、証明書用の写真とする（スナップ写真等不可）。

* 頭の上部、顔の左右に適度な余白のあることを確認してください。

日本獣医師会 総務担当

※ 会員証を希望される方は次頁の申込書により、埼玉県獣医師会事務局まで申込みをお願いします。

『獣医師会会員証』 申込書

「会員証」ご希望の方は、所属の都道府縣市獣医師会へお申込みください！

日本獣医師会では、都道府縣市獣医師会会員の方に、『獣医師会会員証』を発行しています。この会員証は、会員の方から「獣医師としての身分を証明できるものがほしい」という要望が数多く寄せられたことから発行しているものです。

『獣医師会会員証』をご希望の方は、所属の都道府縣市獣医師会に直接お申し込みください。



* 上記は実物大見本です。実際と若干異なる場合があります。

発行価格： 2,000円（消費税含む）

有効期限： 発行日から2022年3月31日まで

申込方法： 下記の「獣医師会会員証申込書」の太枠内に必要事項を記入し、写真を糊付のうえ、代金を添えて所属の獣医師会にお申込みください。

—以下を切り離して所属の獣医師会へお申込みください—

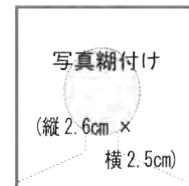
キリトリ

『獣医師会会員証』申込書

申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

◆太枠内下線部分に楷書で丁寧に記入ください。写真は、はがれないように必ず糊付けしてください。

| |
|--|
| 氏名(フリガナ)： _____ (_____) |
| 氏名ローマ字(大文字)： 姓 _____ 名 _____ |
| 生 年 月 日： 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 |
| 獣医師免許登録番号： *右詰めで記入 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |
| 獣医師免許登録年月日： 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 *初回登録時 |
| 所属獣医師会名： _____ 獣医師会 |



- 注1)
写真はカラーとし証明書用の写真とする。
(スナップ写真等不可)
- 注2)
写真は頭の上部、顔の左右に余白のあるものを用意して下さい。
- 注3)
写真の裏面に氏名を記入して下さい。

【個人情報の取扱いについて】 ご記入いただきました個人情報は、会員証作成以外の目的には利用しません。

●以下は、所属獣医師会にてご記入ください(□には☑を付けてください)。

新規入会者 ・ 既入会者 ・ 再発行 / 申込受付日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 / 受付者： _____

備 考

2日獣発第145号

令和2年10月6日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

令和3年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催について

各位におかれましては、常日頃から学術活動をはじめとした本会の事務事業運営に格別なるご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和2年度の日本獣医師会獣医学術学会年次大会につきましては、神戸市における明年（令和3年）1月の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した結果、残念ながら開催の中止を決定したところとす。

このたび、令和3年度の同大会を、令和4年1月21日（金）～23日（日）の3日間、開催中止となった令和2年度大会と同様に、神戸国際会議場において、本会の主催により開催することが決定いたしましたのでお知らせいたしますとともに、本大会の開催にあたり、各地方獣医師会のご支援、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

2日獣発第149号

令和2年10月9日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

「令和元年台風15・19・21号等災害動物救護活動等支援金」の募集終了について

地方獣医師会におかれましては、令和元年に次々と発生した台風15・19・21号等による災害の発生に起因して行う動物救護活動等の推進確保と当該被災地の獣医療提供体制の復旧支援等を目的に設置した「令和元年台風15・19・21号等災害動物救護活動等支援金」に多大なるご支援をいただき、心よりお礼申し上げます。

お陰様で、被災地域に対する支援金として、令和2年10月2日時点で1,000万円を超えるご厚志が集まりました。

つきましては、本支援金は令和2年10月16日をもって募集を終了することといたしますのでご承知いただくとともに、今後の未送付の支援金については、既に設置している「令和2年豪雨災害動物救護活動等支援事業寄附金」に対してご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

※：埼玉県獣医師会に送付していただいた支援金につきましては、令和2年3月までに182,334円になりましたので、日本獣医師会に送付させていただきました。ご協力いただきありがとうございました。

なお、今後当支援金として送付していただいた場合は、現在お願ひをしている「令和2年度豪雨災害動物救護活動等支援事業に係る寄附金」に加えさせていただきます。(埼玉県獣医師会事務局)

農政第391号
令和2年9月18日

(公社) 埼玉県獣医師会
会長 高橋三男 様

埼玉県農林部長 強瀬道男
(公印省略)

埼玉県におけるイベントの取扱いについて (依頼)

本県農林行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、第29回埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議（9月17日開催）において、埼玉県におけるイベントの取扱いについて、別添のとおり決定しました。ついては、御了知の上、関係者への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

(参考) 埼玉県HP【9月17日発表】9月19日以降のイベントの取扱いについて
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/eventtaio0917.html>

別添

埼玉県におけるイベントの取扱いについて

令和2年9月17日

県では、9月30日までのプロスポーツイベント等について、国の目安に従い、参加人数の上限を5,000人かつ収容定員の50%とすることに加え、段階的な参加人数の引き上げや開催結果の検証を踏まえた改善及び見直し内容の発表などの協力を要請しています。

国から9月19日以降の方針が示されましたので、9月19日以降の取扱いについて、現在の感染状況及び専門家の意見等を踏まえ、引き続き、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき下記のとおり協力を要請します。

なお、今後の感染状況等により、必要な見直しを行うこととします。

記

- 1 期間
令和2年9月19日（土）から11月30日（月）まで
- 2 内容
 - (1) プロスポーツイベント等（全国的移動を伴うもの）
 - ア 参加人数及び収容率は、国が示す目安を上限とする。（※国通知）
 - イ イベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。
 - ・入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数を引き上げること
 - ・感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言するとともに、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること
 - ・国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること
 - (2) その他のイベント
 - ア 国が示す目安を上限とする。（※国通知）
 - イ 大規模イベント（参加者1,000人超）では、イベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。
 - ・感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言すること
 - ・国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること

※ 国通知…令和2年9月11日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「11月末までの催物の開催制限等について」

令和2年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和2年10月20日現在)

| 年月日 | 産業動物 | 小動物 | 公衆衛生 |
|---------------------|--|--|--------------------------------|
| 4月 | | | |
| 5月 | | | |
| 6月19日(金) ～21日(日) | 第100回日本獣医麻酔外科学会/第112回日本獣医循環器学会/第67回日本獣医画像診断学会 2020春季合同学会 (さいたま市 大宮ソニックシティ)→中止 | | |
| 7月23日 (木・祝) | | 東支部 「乳腺腫瘍」 日本小動物医療センター 小林 哲也 先生 病理組織検査ノースラボ 賀川 由美子 先生 (越谷市 越谷サンシティ)→中止 | |
| 8月 | | | |
| 9月6日(日) | 令和2年度 関東・東京合同地区獣医師大会(栃木)獣医学術関東・東京合同地区学会 (宇都宮市 栃木県総合文化センター)→1年延期 | | |
| 9月27日(日) | 埼玉県獣医師会主催学術講習会(Web講習会) 「犬の消化器疾患と食事管理」/東京大学 大野 耕一 先生 「犬猫の心因性食欲不振及びFIC」/米国獣医行動学専門医(ACVB) 入交 眞巳 先生 【YouTubeにて開催】 | | |
| 10月18日(日) | | 東支部 「整形外科～膝蓋骨って何者？手術適応 は？術式は？」 東京大学付属動物医療センター 本阿彌 宗紀 先生 【Zoomにて開催】 | |
| 11月 | | | |
| 12月6日(日) | | 西支部 「演題 未定」 東京大学 大野 耕一 先生 【Zoomにて開催予定】 | |
| 12月6日(日) | | 東支部 「画像診断(未定)」 日本小動物医療センター 戸島 篤史 先生 (越谷市 越谷サンシティ)→中止 | |
| 令和3年 1月17日(日) | | 南支部 「演題 未定」 日本小動物医療センター 小林 哲也 先生 (場所 未定) | |
| 1月22日(金) ～24日(日) | 令和2年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(兵庫) (神戸国際会議場・展示場)→中止 | | |
| 1月24日(日) | | 西支部 「演題 未定」 日本獣医生命科学 宮川 優一 先生 (場所 未定) | |
| 1月 | 農林支部 令和2年度埼玉県家畜保健衛 生業績発表会 | | |
| 2月11日 (木・祝) | | 北支部 「画像診断(未定)」 日本小動物医療センター 戸島 篤史 先生 (場所 未定) | |
| 2月28日(日) | | 西支部 「演題 未定」 日本小動物医療センター 小野 啓 先生 (場所 未定) | |
| 2月 | | | 衛生支部 健康福祉研究発表会 食肉衛生技術研修会 |
| 3月 | | | |

事務局メモ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL <http://www.saitama-vma.org/>

ID：SVMA（半角・大文字） パスワード：MITSUO（半角・大文字）

- | | | | |
|--------|--|------------|--|
| 9月27日 | 埼玉県獣医師会主催学術講習会（Web講習会） | 11月21日～22日 | 2020彩の国食と農林業ドリームフェスタ（草加市 まつばら綾瀬川公園）→ 開催中止 |
| 10月2日 | 全国獣医師会会長会議（東京都 ホテルアジュール竹芝）→ 書面協議 | 12月6日 | 西支部学術講習会→ Web開催予定 |
| 10月3日 | 2020動物感謝デーin JAPAN（東京都 上野公園）→ 開催中止 | 12月6日 | 東支部学術講習会（場所未定）→ 開催中止 |
| 10月18日 | 東支部学術講習会（越谷市 越谷サンシティ）→ Web開催 | 令和3年 | |
| 10月26日 | 埼玉県農林水産業振興基本計画策定に係る意見交換会（さいたま市 埼玉教育会館） | 1月17日 | 南支部学術講習会（場所未定） |
| 10月26日 | 埼玉県家畜保健衛生所機能強化検討会議（さいたま市 埼玉会館） | 1月22日～24日 | 令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（神戸市 神戸国際会議場・展示場）→ 開催中止 |
| 10月28日 | 第4回理事会（さいたま市 清水園） | 1月24日 | 西支部学術講習会（場所未定） |
| 10月29日 | 埼玉県特定家畜伝染病防疫演習（伊奈町 県民活動総合センター） | 2月11日 | 北支部学術講習会（場所未定） |
| 11月9日 | 第64回埼玉県公衆衛生大会（さいたま市 埼玉会館） | 2月28日 | 西支部学術講習会（場所未定） |

編集後記

金木犀の香りが秋雨を払うかのように10月の晴天をもたらし、お蔭様で10月2日には、中秋の名月を愛でることができました。大陸からの高気圧の張り出しとともに乾燥した冷気が列島を覆うようになり秋が一層深まる頃となりました。10月は季節の移り変わりを感じるとともに、ノーベル賞月間でもあります。今年のノーベル化学賞はゲノム編集技術を開発したエマニュエル・シャルパンティエ氏とジェニファー・ダウドナ氏が受賞しました。ゲノム編集は、人工酵素を用いて、遺伝子の特定部位を切断してその機能を失わせたり、外来の遺伝子を組み入れ新たな機能を持たせたりする技術です。『クリスパー』と呼ばれる塩基の繰り返し配列を活用して『キャス9』という酵素を用いてDNAを切断する手法で、その応用がゲノム編集を容易にすることの道を開きました。クリスパー・キャス9の登場により、植物や生物—養殖魚や畜産動物—の生産性に関わる遺伝子の編集に基づく品種『創世』が行われています。ヒトではガンに関わる異常な遺伝子をピンポイントで取り除くことも可能であり、受精卵に应用すれば、親が望む『外見』や『能力』を持つ『デザイナーベビー』の誕生をも可能にします。2018年には中国の研究者がゲノム編集技術によりヒト受精卵の遺伝子を改変し、エイズウイルスに感染しにくくした双子を誕生させたと公表していました。ヒトの手によって作られた遺伝子が次世代に伝達されることとなります。

1953年にジェームズ・ワトソンとフランシス・クリックがDNAの二重らせん構造を明らかにし、分子生物学時代の幕が切って落とされ、今日までDNA複製機構の研究は驚くべき進展を見せてきました。それは生命とは自己複製を行うシステムであるということをも分子のレベルで明らかにする過程でした。このことは生命現象という自然の法則を知ることでした。1971（昭和46）年当時、繁殖学の碩学であった星修三教

授は、『生命科学の進むべき道は、自然の摂理を知り、適応する道を見出すのが知恵であり、自然の摂理を変えることではありません。したがって、畜産にとって牝畜の生産こそ効率の良い畜産であっても、そのことに獣医学が与することは許されない。男女の産み分けが今後可能であっても、そのことに手を出してはいけない』と教育されました。

核分裂を利用したエネルギー供給は、化石資源のない国々や、有限な化石燃料を考慮すると理想的クリーンエネルギーでした。たとえ平和利用であっても、核廃棄物が安全になるまで1万年かかると言われています。核廃棄物の貯蔵施設言い換えれば核のゴミ捨て場は、現在の日本の発展から取り残された過疎地に繁栄地からのお金を餌に選定されます。原子力発電は、富める者にとってのクリーンエネルギーであり、貧しい者の生きる縁となり日本人相互の連帯や絆というより分断のトリガーではないでしょうか。

科学者は人類の発展のためと研究に勤しんでいます。その方向性を誤ると人類の悲劇の原因ともなります。遺伝子操作によって生まれる肉付きの良い牛、豚や養殖魚は短期的に見ると人類の食糧難の救世主となり、疾病の責任遺伝子の排除は人類の福音と看做されるでしょう。ひとたび創成された遺伝子を持つ人間はこれまでの人類の進化と異なる人類となり、予期せぬ形質を保有してもヒトである限り抹殺することはできません。2012年人類は『クリスパー・キャス9』を手にし、自然の摂理を改変できるようになりました。しかし、生命倫理学や哲学は生命科学の暴走を止められません。21世紀に生きる人々は、次世代の人類の安寧のために生命科学の進歩に対し関心を持つことが望まれます。

秋の夜長に人類の幸福を願いつつ10月号の会報をお届けします。 (初雁)



犬用 慢性心不全用ピモベンダン製剤

vet2medin®

動物用医薬品 要指示 指定

- 生存期間の延長
- 速やかな症状の改善
- 症状発現の遅延
- 心拡大の進行抑制



このたくさんの「幸せ」のためにできること。



vet2medin®



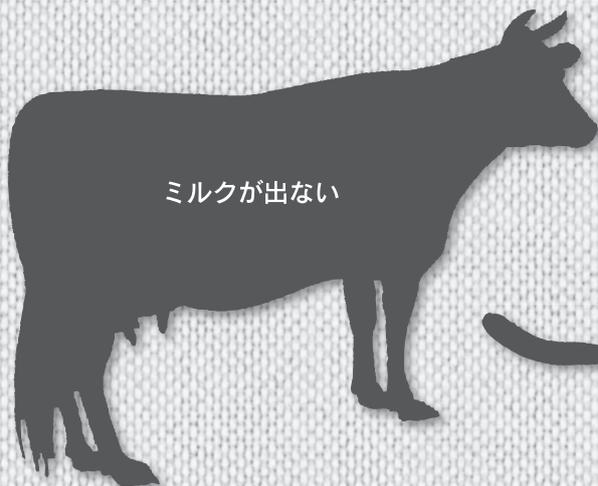
日本獣医師会・獣医師会活動指針

－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領－獣医師の誓い－95年宣言－」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとその責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。



ミルクが出ない



太りすぎ



卵が少ない

そんな悩みを

わかっていてくれる。



治りが遅い



高齢化



食欲がない

アクティは大切な動物の健康をサポートします。

私共、アクティ動薬事業部は、動物病院ならびに

牛、豚、鶏などの産業動物を対象とした

動物用医薬品、特別療法食、医療機器等の販売をしています。

20世紀は抗生物質の時代、

21世紀は生菌製剤の時代といわれるように、

健康に関する考え方も大きく変化してきています。

私たちは、獣医療を支えている関係者、畜産農家、

ペットオーナーの皆様方と共に、健康で、豊かで、安心な

生活を営んでいけるように、力を注いでまいります。

本社・長野県営業部

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村8228
TEL:0263-87-7247 FAX:0263-87-7247

北関東営業所

〒370-1135 群馬県佐波郡玉村町板井870
TEL:0270-65-0552 FAX:0270-65-0553

さいたま営業所

〒338-0004 埼玉県さいたま市中央区本町西5-3-24
TEL:048-611-6111 FAX:048-611-6116

千葉営業所

〒260-0851 千葉県千葉市中央区矢作町243
TEL:043-308-0221 FAX:043-308-0223

茨城営業所

〒311-4152 茨城県水戸市河和田1丁目1642-1
TEL:029-306-8271 FAX:029-251-3880

山梨営業所

〒409-3863 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1599-4
TEL:055-275-5573 FAX:055-275-5564